

第 1 一般的注意事項等

1 窓口受付時間

- (1) 平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分～正午
午後1時～午後4時30分
- (2) 閉庁日
原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の休日（以下「閉庁日」と記す。）は受付を行っておりません。
- (3) 緊急の場合は平日の時間外及び閉庁日でも受け付けますが、必ず事前に電話してください。

電話番号 大阪海上保安監部 航行安全課 06 -6571- 0223
堺海上保安署 072 -244 -5076

2 審査基準及び標準処理期間

港長は、港則法に基づく各種許可等を行う際の審査基準及び標準処理期間を、行政手続法に則り定めて窓口にて備え置いておりますので、許可申請等を行う場合の参考にしてください。

3 書類作成の留意事項

港則法に基づく各種の届出、許可申請書類の作成については、それぞれの項で説明しますが、ここでは、書類の作成、取扱い等の共通する事項を取りまとめておりますので、参考にしてください。

- (1) 提出日は、和暦（令和〇年〇月〇日）で記入し、あて名は大阪区及び堺泉北区とも「阪神港長」として、大阪区は大阪海上保安監部航行安全課に、堺泉北区は堺海上保安署に提出してください。
- (2) 港長の許可印、指定印、受領印等が押された書類については、勝手に内容等を修正することはできません。
許可を受けて行われる内容等に変更が生じた場合は、遅滞なく一部変更の許可申請等を行うか、新たに許可申請等を行ってください。
ただし、次に掲げる変更が生じ、他の船舶の交通への影響がない場合は、事前に電話連絡により変更手続きを行うこともできます。
なお、受付時間中にNACC Sで許可申請等をされたものは、NACC Sで変更又は取消してから新規申請を行ってください。
 - ① 許可、指定及び届出の期間の変更（潮汐を利用して係留を行う場合を除く。）
 - ② 危険物荷役、運搬許可及び錨地・停泊場所指定に係る危険物接岸荷役許

容量（びょう地・停泊場所の指定にあつては、停泊許容量）の危険物のこん包の数及び正味重量の減少に係る変更

③ 港長が承認した専用岸壁における危険物荷役・運搬に係る1回の最大荷役量の範囲内での荷役量の増減に係る変更

④ その他、実質審査を要しない軽微な変更

(3) 包括許可は1か月を単位とし、毎月20日～末日までの間に、翌月分を申請してください。

なお、新規の包括許可については、余裕をもって事前に相談してください。

(4) 記載欄には余白が生じないように記入してください。該当項目がない場合は、「なし」と記入するか、斜線を引いてください。

(5) 書類の提出前に記載内容を変更、修正等を行う場合は、横線2本を引いて削除し、その上部に新しい内容を記載し、削除部分分かるよう訂正印を押印する等してください。

(6) 港則法に規定する船舶とは、水上輸送の用に供する船舟類であり、通常の船舶のほかにクレーン船、はしけ、台船等の無動力船も含まれます。

なお、この場合の総トン数は載貨重量トン数の60%を総トン数とみなします。

4 NACCSによる申請時の留意事項

(1) 受付書類

- ・ 危険物荷役許可申請書
- ・ 危険物運搬許可申請書
- ・ 停泊場所指定願（全ての危険物積載船）
- ・ 移動許可申請書
- ・ びょう地指定願（阪神港大阪区・堺泉北区では、総トン数500トン以上の船舶（危険物積載船を含む。））
- ・ 入出港届
- ・ 係留施設使用届
- ・ 移動届

(2) 受付時間

閉庁日を除いた平日の午前8時30分から午後4時30分の間。

ただし、緊急の場合は時間外・閉庁日でも受付ますが、申請後は必ず電話連絡してください。

(3) 利用申込

NACCSの利用申し込みは、輸出入・港湾関連情報処理センター株

式会社（NACCSセンター）にお問い合わせください。

(4) 申請方法

申請者は、NACCSから阪神港長（大阪海上保安監部宛又は堺海上保安署宛）へ申請してください。

(5) 申請内容の変更・取消

申請者は、NACCSから変更又は取消の申請を行ってください。

5 許可書等の取扱い

(1) 許可書は、必ず許可を受けた行為の行われている現場に携行してください。

(2) 許可を受けた者は、許可の内容、許可条件、港長の指導事項等を現場の関係者に周知してください。